

監査委員公表 第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和3年1月25日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鹿屋市監査委員監査基準に準拠して監査を行った。

※ 鹿屋市監査委員監査基準は、平成29年6月に監査制度の充実・強化を図ることを目的として地方自治法が改正され、各自治体の監査委員が監査基準を定め、令和2年4月1日より施行することとなったことから、都市監査基準や総務省が示した監査基準（案）を参考にして本市における監査等の実施や報告等の基準を定めたものである。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

教育委員会事務局（教育機関を含む。）

教育総務課、学校教育課（南部学校給食センター、輝北学校給食センター、吾平学校給食センター、串良学校給食センター、鹿屋女子高等学校、鹿屋看護専門学校）、生涯学習課（中央公民館、輝北コミュニティセンター、串良公民館、上小原分館、細山田分館、コミュニティセンター吾平振興会館、花岡地区公民館、高隈地区交流促進センター、大始良地区学習センター、高須地区学習センター、田崎地区学習センター、西原地区学習センター、東地区学習センター、文化財センター）

笠野原小学校、祓川小学校、西原小学校、西原台小学校、大始良小学校、花岡小学校、高隈小学校、鹿屋中学校、大始良中学校、花岡中学校、高隈中学校

議会事務局

選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局

輝北総合支所

住民サービス課、産業建設課

串良総合支所

住民サービス課、産業建設課

吾平総合支所

住民サービス課、産業建設課

監査の対象年度 令和2年度

4 監査の着眼点

令和2年度の財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合などを行い、この結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行いながら、鹿屋市監査委員監査基準に準拠して実施した。

なお、議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定に基づき、議会選出委員である東秀哉監査委員は除斥した。

6 監査の日程

令和2年10月14日から令和2年11月19日まで（16日間）

7 財務監査の結果

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

（1）収入科目について

地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、収入金を徴収しようとするときは、科目は誤っていないかなどの事項を調査し、徴収の決定をしなければならないとされているが、歳入科目を誤って処理している状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（輝北総合支所 住民サービス課）

（2）調定について

地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。

ア 補助金の調定処理において、補助金交付決定通知書の收受日で処理していないものや補助金交付決定通知書ではなく内示通知書の收受日で処理している状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（教育委員会事務局 学校教育課、農業委員会事務局）

イ 調定処理において、調定額が誤っているものや重複して処理しているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

(教育委員会事務局 教育総務課、鹿屋看護専門学校、串良総合支所 産業建設課)

(3) 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約に係る保護者負担金の取扱いについて

当該保護者負担金については、公金としての位置づけがされていないため、納入通知、収納及び現金出納簿の整理等において課題が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

(教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課)

(4) 補助金について

補助金交付事務において、交付申請の受付、交付決定、支出負担行為を遡及しているものや交付決定に係る支出負担行為がもれているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市補助金等交付規則、鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

(教育委員会事務局 生涯学習課、中央公民館、輝北総合支所 産業建設課、串良総合支所 住民サービス課)

8 行政監査の結果

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められた。

9 監査意見

財務監査においては、改善を要する事項として挙げたもののほか、旅費等の支出に係る事務や契約、財産管理の事務処理などにおいて一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

また、行政監査においては、おおむね適正であったものの、文書処理や時間外勤務命令、公印取扱いの事務等において一部不備が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

いずれにしても、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底し、事務の適正な執行を確保する体制の整備・運用に努められたい。